

国民健康保険法の一部を改正する法律の概要

- 国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、国民健康保険の財政基盤強化策を恒久化するとともに、財政運営の都道府県単位化の推進、都道府県調整交付金の割合の引上げ等の所要の措置を講ずる。

1. 法律の概要

(1) 財政基盤強化策の恒久化

平成22年度から平成25年度までの暫定措置である市町村国保の財政基盤強化策(保険者支援制度及び都道府県単位の共同事業(高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業))を恒久化する。

※ 保険者支援制度

→ 保険料軽減の対象となる低所得者数に応じて、保険者に対して財政支援する制度(国、都道府県、市町村が2:1:1で負担)

※ 都道府県単位の共同事業

① 高額医療費共同事業:

→ 一定額以上(一件80万円超)の高額医療費について、都道府県内の全市町村が拠出し、各市町村の単年度の負担の変動を緩和する事業(国・都道府県が事業対象の1/4ずつ公費負担)

② 保険財政共同安定化事業:

→ 一定額以上(一件30万円超)の医療費について、都道府県内の全市町村の拠出により共同で負担する事業

(2) 財政運営の都道府県単位化の推進

市町村国保の都道府県単位の共同事業(保険財政共同安定化事業)について、事業対象を全ての医療費に拡大する。

(3) 都道府県調整交付金の割合の引上げ

都道府県の財政調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に引き上げる。

※ これに伴い、定率国庫負担を給付費等の32%とする。

(4) その他

恒久化までの間、財政基盤強化策(暫定措置)を1年間(平成26年度まで)延長する等、所要の措置を講ずる。

2. 施行期日(適用日)

- | | |
|--------------|-----------|
| (1)及び(2)について | 平成27年4月1日 |
| (3)及び(4)について | 平成24年4月1日 |

国民健康保険法の一部を改正する法律の概要(イメージ)

(1) 財政基盤強化策の恒久化

市町村国保の安定的な運営を確保するため、平成22年度から平成25年度までの暫定措置となっている市町村国保の「財政基盤強化策」(公費2,000億円)を恒久化する。

※ 財政基盤強化策として、保険料軽減の対象となる低所得者数に応じた、市町村に対する財政支援や、高額医療費に関する市町村に対する財政支援を行っている。

(2) 財政運営の都道府県単位化の推進

市町村国保の都道府県単位の共同事業について、平成27年度から、事業対象を全ての医療費に拡大し、財政運営の都道府県単位化を推進する。

※ 現在、1件30万円を超える医療費について、都道府県内の全市町村が被保険者数と医療費実績に応じて共同で負担。

(3) 財政調整機能の強化

都道府県の財政調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、平成24年度から、都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に引き上げる。

※ これに伴い、定率国庫負担を34%から32%とする。

※ 都道府県調整交付金は、地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準や所得水準の不均衡の調整や地域の特別事情への対応のために交付。

施行期日(適用日)

- (1)、(2) 平成27年4月1日
- (3) 平成24年4月1日

国保財政のイメージ

医療給付費等総額: 約11兆1,000億円
(24年度予算)

(法定外一般会計繰入 3,600億円)	調整交付金(国) (9%) 7,000億円	前期高齢者交付金 3兆4,000億円
保険料 3兆2,000億円	定率国庫負担 (34% → 32%) 2兆4,000億円	
財政基盤強化策※ (暫定措置 → 恒久化)	都道府県調整交付金 (7% → 9%) 7,000億円	
保険料軽減制度 4,000億円		
← 保険料50% ← 公費50%		

※財政基盤強化策には、恒久化する上記の公費2,000億円のほか、財政安定化支援のため地財措置(1,000億円)がある。

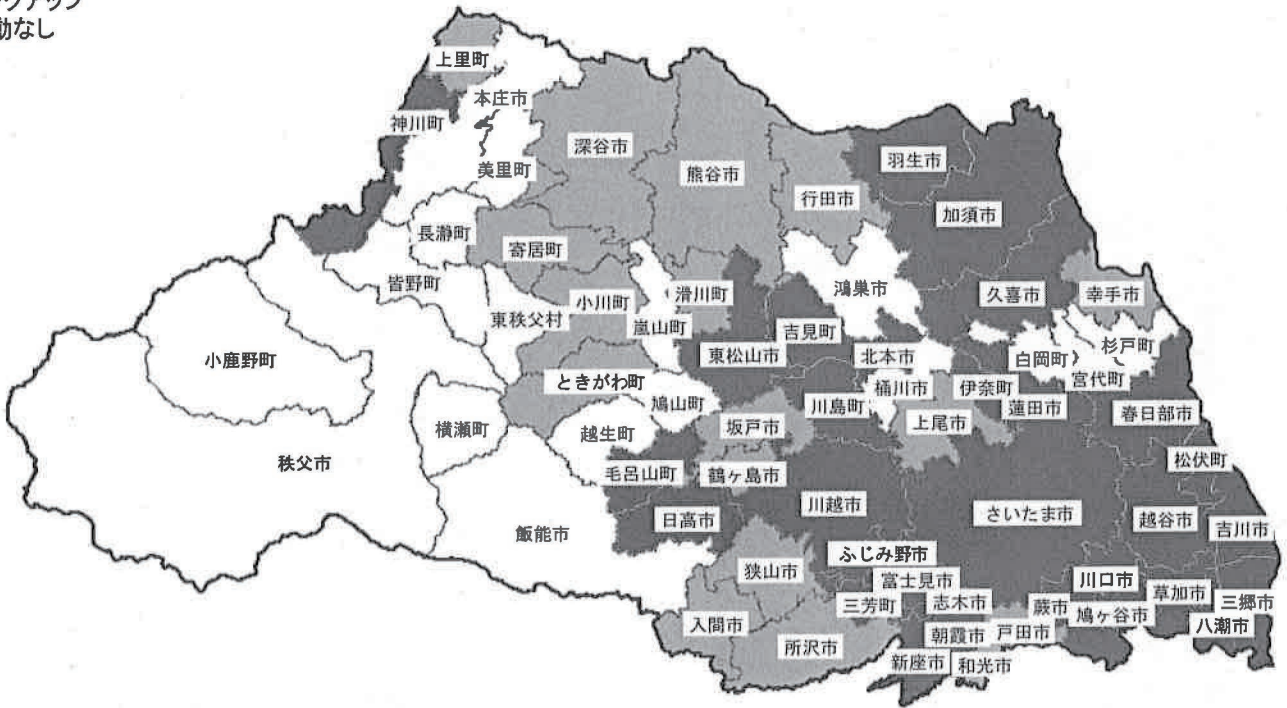
※法定外一般会計繰入は平成22年度実績ベース。

埼玉県市町村国保広域化等支援方針の進捗状況

課題	策定時	平成24年3月	指標	進捗状況
規模別目標収納率	<ul style="list-style-type: none"> ●平成21年度収納率 85.96% ●規模別目標収納率達成保険者 14保険者 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成22年度収納率 86.61% ●規模別目標収納率達成保険者 17保険者 	↑	収納率+0.65ポイント向上 規模別目標収納率達成保険者 +3保険者
賦課方式の見直し	9保険者／64保険者	10保険者／63保険者	↑	+1保険者増 被保険者全体に占める割合は 約35%に達した
保険財政共同安定化事業	<ul style="list-style-type: none"> ①対象医療費 30万円超 ②拠出割 実績割50:被保険者割50 	平成24年度からの拡充に向けた 取組 ①対象医療費 10万円超 ②拠出割 実績割40:所得割30 :被保険者割30	—	対象医療費の総医療費に対する割 合の拡大 36.9%→43.7%
特定健診	平成21年度受診率 31.7%	平成22年度受診率(法定報告値) 32.3%	↑	受診率+0.6ポイント向上

平成22年度規模別目標収納率達成状況

目標収納率達成
 ランクアップ
 変動なし



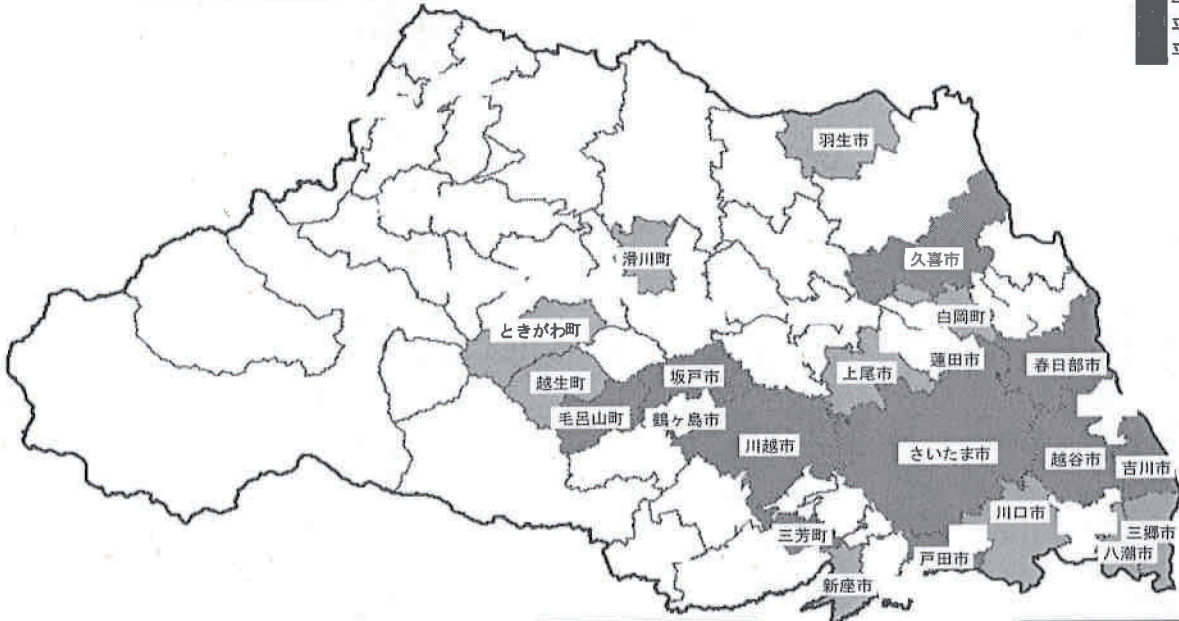
○規模別目標収納率の達成状況(平成22年度収納率)
 ・目標収納率達成保険者: 17
 ・対前年度比でランクアップした保険者: 17
 ・対前年度比で変動のなかった保険者: 30(ランクダウンした保険者はなし)
 参考
 平成22年度国保税現年収納率: 86.61%

規模別目標収納率区分一覧

	被保険者数 1万人未満 の保険者(17保険者) 達成9保険者	被保険者数 1万人以上5万人未満 の保険者(38保険者) 達成8保険者	被保険者数 5万人以上10万人未満 の保険者(7保険者)	被保険者数 10万人以上 の保険者(2保険者)
	92.0%	91.0%	90.0%	89.0%
5%	90%以上92%未満 6保険者	89%以上91%未満 11保険者	88%以上90%未満 3保険者	87%以上89%未満
7%	87%以上90%未満 1保険者	86%以上89%未満 11保険者	85%以上88%未満 3保険者	84%以上87%未満 1保険者
9%	84%以上87%未満 1保険者	83%以上86%未満 7保険者	82%以上85%未満 1保険者	81%以上84%未満
11%	81%以上84%未満	80%以上83%未満 1保険者	79%以上82%未満	78%以上81%未満 1保険者

市町村別2方式化移行時期一覧

平成23年度
平成24年度
平成25年度



平成23年度

川越市・春日部市・越谷市
戸田市・久喜市・三芳町
坂戸市・毛呂山町・吉川市
さいたま市
計 10保険者

平成24年度

川口市
1保険者
延べ 11保険者

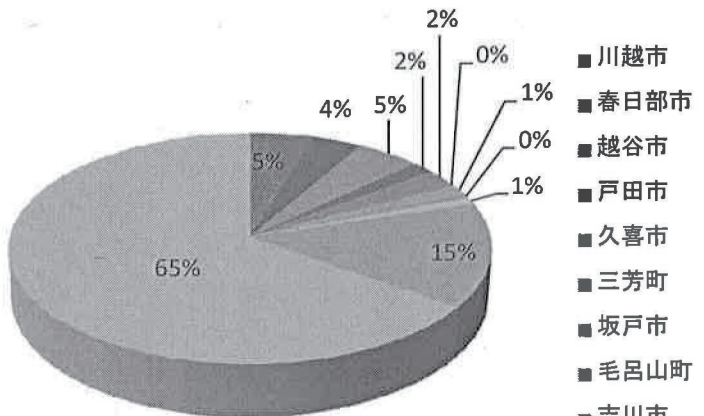
平成25年度

羽生市・上尾市・新座市
八潮市三郷市・越生町
滑川町・ときがわ町・白岡町
計 9保険者
延べ 20保険者

※平成23年8月実施「国民健康保険事業の広域化の推進に係る調査について」から

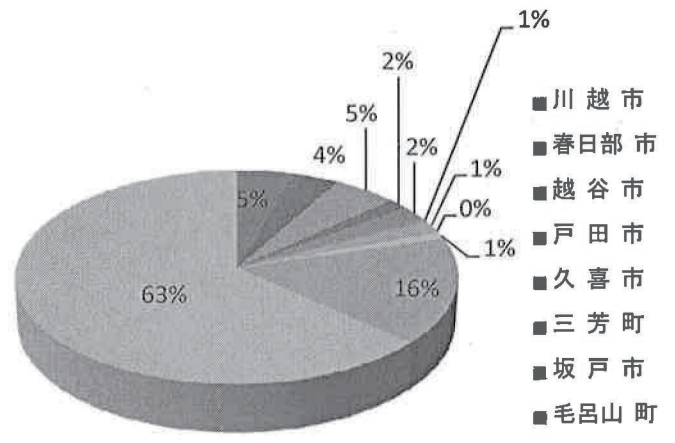
2方式保険者の占有率

賦課方式別被保険者占有率



被保険者数計: 2,085,100人
2方式保険者計: 729,495人(35%)
4方式保険者計: 1,355,605人(65%)
※平成22年度末データ(戸田市を含む)

保険者別全体調定額占有率



県計: 1,932億円
2方式保険者計: 710億円(37%)
4方式保険者計: 1,222億円(63%)
※平成22年度決算データ(戸田市含む)

保険財政共同安定化事業の拡充について

◆保険財政共同安定化事業

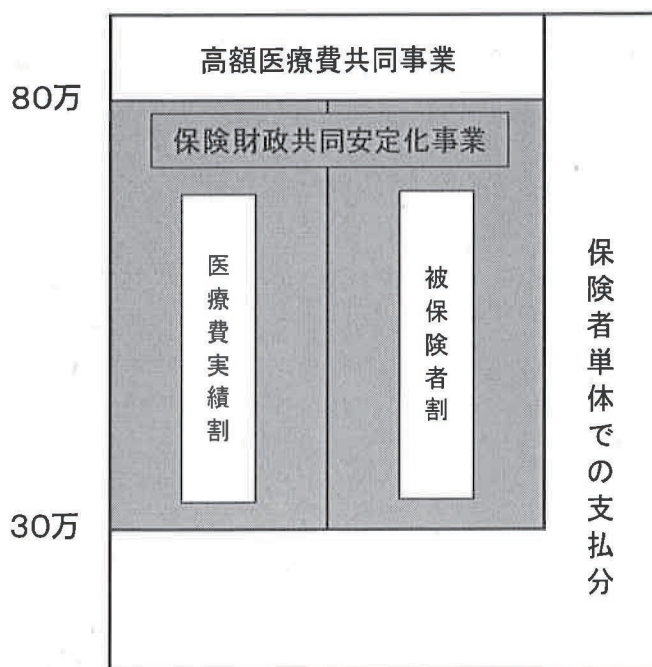
レセプト1件30万円超の医療給付に関して、県内市町村の拠出金を財源として費用負担を調整する仕組み。

市町村国保広域化等支援方針のポイント

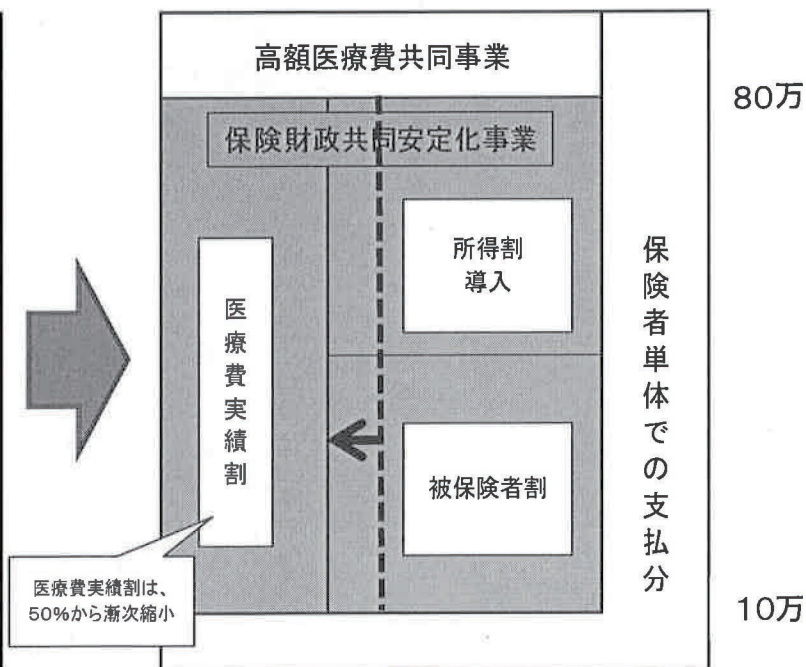
- 平成24年度から、対象医療費を30万円超から10万円超に引き下げます。また、拠出金の拠出方法に所得割を導入します。
- 当面の拠出割合を医療費実績割4:所得割3:被保険者割3とします。
- 平成26年度以降、対象医療費を10万円超から5万円以下に引き下げるとともに、所得割の比率を高めます。

実質負担分を県調整交付金で補填し、制度変更による激変を緩和します。

現行



変更後



埼玉県市町村国保の広域化への取組スケジュール(案)

項目	第1期支援方針期間		第2期支援方針期間		第3期支援方針期間			広域化実施
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保険財政共同安定化事業	30万超	30万超から10万超へ (所得割の導入)		10万超から5万以下へ	事業対象を全ての医療費に拡大			新たな運営主体による国民健康保険事業の実施
県の支援		拠出超過に対する一定の支援						
賦課方式2方式化	2方式化移行			個別支援				
県の支援	賦課方式変更に係るシステム改修相当100万円補助							
共同事業	特定健診の集合契約化に向けた検討・調整		集合契約実施					
新たな運営主体の検討		新たな運営主体のあり方検討		運営主体の決定	新たな運営主体の実施準備期間	運営主体		
国保税標準税率の検討		標準税率及び応能・応益割のあり方検討		標準税率の設定及び応能・応益割合の設定	標準税率実施のための条例改正			
国の動向		<ul style="list-style-type: none"> ・県調整交付金 7%→9% ・定率国庫負担金 34%→32% 		<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー通知 ・番号カード交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・高額医療費共同事業・保険財政共同安定化事業を恒久化 ・保険財政共同安定化事業は事業対象をすべての医療費に拡大 ・保険者支援制度を恒久化 ・保険基盤安定制度・保険者支援制度の拡充(税制改革抜本改革時) 			
(参考) 後期高齢者医療広域連合の設立経緯					<ul style="list-style-type: none"> (18年度) ・設立準備会設置 ・広域連合設立 	<ul style="list-style-type: none"> (19年度) ・保険料条例の制定 関係例規の制定 		